

令和 4 年 第 4 回  
市議会定例会資料



	目	次
議案第 7 9 号關係	-----	1
議案第 8 0 号關係	-----	8
議案第 8 1 号關係	-----	1 6
議案第 8 3 号關係	-----	1 6
議案第 8 4 号關係	-----	1 7
議案第 8 5 号關係	-----	1 7
議案第 8 9 号關係	-----	1 8
議案第 9 0 号關係	-----	3 0
議案第 9 1 号關係	-----	4 4
議案第 9 2 号關係	-----	5 3
議案第 9 3 号關係	-----	6 4
議案第 9 4 号關係	-----	8 1
議案第 9 5 号關係	-----	1 3 5
議案第 9 6 号關係	-----	1 7 4
議案第 9 7 号關係	-----	1 7 9
議案第 9 8 号關係	-----	1 9 1
報告第 2 7 号關係	-----	1 9 2
報告第 2 8 号關係	-----	1 9 3

報告第29号関係 ----- 194

報告第30号関係 ----- 195

## 令和4年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第10号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款項目) 事業名 (主管課)	補正額	説明					
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
1	(款)議会費(項)議会費 (目)議会費	15,976					15,976	
	職員給与費 (職員課)		年度末に不足が見込まれる経費を増額するとともに、人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、管理職手当、共済費を増額するもの。					
*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)								
2	(款)議会費(項)議会費 (目)議会費	10,485	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (議会事務局)		10,485					
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型感染症強制化対策として、市議会における会議でのペーパーレス化やウェブ会議等を推進するため、タブレット端末等を導入することに伴い、消耗品費、通信運搬費、備品購入費を増額するもの。								
*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)								
3	(款)総務費(項)総務管理費 (目)一般管理費	12,524	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	職員給与費 (職員課)						12,524	
人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。								
*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)								
4	(款)総務費(項)総務管理費 (目)一般管理費	1,400	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	一般管理経費 (職員課)						1,400	
職員の出張について、当初見込みを上回る件数の増加に伴い、普通旅費を増額するもの。								
*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)								
5	(款)総務費(項)総務管理費 (目)企画費	64,152	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (デジタル推進課)		64,152					
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型感染症強制化対策として、ペーパーレス化の徹底及びウェブ会議等を一層推進するため、タブレット端末等を導入することに伴い、消耗品費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費を増額するもの。								
*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)								
6	(款)総務費(項)総務管理費 (目)企画費	52,329	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	組織改正関連経費 (行政改革推進室)		3,265				49,064	
令和5年4月1日付けの組織改正に向け、レイアウト変更や什器の移設、庁舎サインの改修等の準備作業を行ふことに伴い、消耗品費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費を増額するもの。								
*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)								
7	(款)総務費(項)徴税費 (目)税務総務費	3,544	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	職員給与費 (職員課)						3,544	
人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。								
*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)								

## 令和4年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第10号)

(歳出)

(単位:千円)

項番	(款項目) 事業名 (主管課)	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
8	(款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費	3,327					3,327
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
9	(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 選挙管理委員会費	385					385
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
10	(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 市長選挙費	1					1
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、時間外勤務手当を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
11	(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 参議院議員通常選挙費	93					
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、時間外勤務手当を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
12	(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 統計調査総務費	115					115
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、共済費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
13	(款) 総務費 (項) 監査委員費 (目) 監査委員費	396					396
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、期末勤勉手当、共済費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
14	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	4,529					4,529
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				

## 令和4年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第10号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事 業 名 ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
15	(款) 民生費(項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	1,562					1,562
	国民健康保険事業特別会計繰出金 (保険年金課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定し、国民健康保険事業特別会計において職員給与費等を増額することに伴い、繰出金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
16	(款) 民生費(項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	2,394					2,394
	介護保険事業特別会計繰出金 (高齢福祉介護課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定し、介護保険事業特別会計において職員給与費等を増額することに伴い、繰出金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
17	(款) 民生費(項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費	4,621					4,621
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金 (保険年金課)		年度末に不足が見込まれる経費を増額するとともに、人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定し、後期高齢者医療事業特別会計において職員給与費等を増額することに伴い、繰出金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
18	(款) 民生費(項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	9,494					9,494
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
19	(款) 民生費(項) 生活保護費 (目) 生活保護総務費	1,178					1,178
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
20	(款) 衛生費(項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費	6,941					481 6,460
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
21	(款) 衛生費(項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費	5,738					5,738
	病院事業会計負担金 (財政課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定し、病院事業会計において職員給与費等を増額することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				

## 令和4年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第10号)

(歳出)

(単位:千円)

項番	(款項目) 事業名 (主管課)	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	(款)衛生費(項)保健衛生費 (目)保健衛生総務費		111,148				
22	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (地域保健課)	111,148	物価高騰の影響を受ける医療機関や薬局等の負担を軽減し、事業運営を支援することに伴い、報酬、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、負担金補助及び交付金を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款)衛生費(項)清掃費 (目)清掃総務費		5,624	国庫支出金	県支出金	地方債	その他
23	職員給与費 (職員課)	5,624				198	5,426
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に基み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款)労働費(項)労働諸費 (目)労働諸費		211	国庫支出金	県支出金	地方債	その他
24	職員給与費 (職員課)	211					211
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に基み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、共済費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款)農林水産業費(項)農業費 (目)農業総務費		599	国庫支出金	県支出金	地方債	その他
25	職員給与費 (職員課)	599					599
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に基み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、共済費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款)農林水産業費(項)水産業費 (目)水産業振興費		255	国庫支出金	県支出金	地方債	その他
26	職員給与費 (職員課)	255					255
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に基み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款)商工費(項)商工費 (目)商工振興費		6,773	国庫支出金	県支出金	地方債	その他
27	職員給与費 (職員課)	6,773					6,773
			年度末に不足が見込まれる経費を増額するとともに、人事院による国家公務員の給与に関する勧告に基み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、管理職手当、共済費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款)土木費(項)土木管理費 (目)土木総務費		18,316	国庫支出金	県支出金	地方債	その他
28	職員給与費 (職員課)	18,316					18,316
			年度末に不足が見込まれる経費を増額するとともに、人事院による国家公務員の給与に関する勧告に基み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				

## 令和4年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第10号)

(歳出)

(単位:千円)

項番	(款項目) 事業名 (主管課)	補正額	説明					
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	(款) 土木費(項) 道路橋りょう費 (目) 道路橋りょう総務費						1,861	
29	職員給与費 (職員課)	1,861	年度末に不足が見込まれる経費を増額するとともに、人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、共済費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	(款) 土木費(項) 道路橋りょう費 (目) 道路新設改良費						136	
30	職員給与費 (職員課)	136	年度末に不足が見込まれる経費を増額するとともに、人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、共済費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	(款) 土木費(項) 河川費 (目) 河川総務費						12,442	
31	職員給与費 (職員課)	12,442	年度末に不足が見込まれる経費を増額するとともに、人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	(款) 土木費(項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費						11,213	
32	職員給与費 (職員課)	11,213	年度末に不足が見込まれる経費を増額するとともに、人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、扶養手当、地域手当、通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、共済費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	(款) 土木費(項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費						1,952	
33	公共下水道事業会計負担金 (下水道河川総務課)	1,952	年度末に不足が見込まれる経費を増額するとともに、人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することにより、公共下水道事業会計において職員給与費等を増額することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	(款) 土木費(項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費						3,546	
34	公共下水道事業会計出資金 (下水道河川総務課)	3,546	年度末に不足が見込まれる経費を増額するとともに、人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することにより、公共下水道事業会計において職員給与費等を増額することに伴い、投資及び出資金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	(款) 土木費(項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費						13,846	
35	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (都市政策課)	13,846	物価高騰の影響を受けるバス事業者やタクシー事業者に対し、燃料費高騰による影響を軽減するため、負担金補助及び交付金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源

## 令和4年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第10号)

(歳出)

(単位:千円)

項番	(款項目) 事業名 (主管課)	補正額	説明					
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
36	(款) 土木費(項) 都市計画費 (目) 街路事業費	797					797	
	職員給与費 (職員課)		年度末に不足が見込まれる経費を増額するとともに、人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。	*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
37	(款) 土木費(項) 住宅費 (目) 住宅管理費	360					360	
	職員給与費 (職員課)		年度末に不足が見込まれる経費を増額するとともに、人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、管理職手当、共済費を増額するもの。	*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
38	(款) 消防費(項) 消防費 (目) 常備消防費	33,807					3,457	27,350
	職員給与費 (職員課)		年度末に不足が見込まれる経費を増額するとともに、人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、住居手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、管理職手当、特殊勤務手当、共済費を増額するもの。	*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
39	(款) 教育費(項) 教育総務費 (目) 事務局費	3,897					3,897	
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。	*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
40	(款) 教育費(項) 小学校費 (目) 学校管理費	905					905	
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、共済費を増額するもの。	*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
41	(款) 教育費(項) 中学校費 (目) 学校管理費	695					695	
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、期末勤勉手当、共済費を増額するもの。	*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
42	(款) 教育費(項) 学校給食費 (目) 学校給食管理費	3,314					3,314	
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。	*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				

## 令和4年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第10号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款項目)	補正額	説明					
	事業名 (主管課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	(款) 教育費(項) 社会教育費 (目) 社会教育総務費							2,875
43	職員給与費 (職員課)	2,875						
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。					
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)					
	(款) 教育費(項) 社会教育費 (目) 青少年対策費							5,126
44	青少年広場整備事業費 (青少年課)  (繰越明許費)	5,126						
			白浜町青少年広場を返還するため、原状復帰を行うことに伴い、工事請負費を増額するもの。					
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)					

## 令和4年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第11号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款項目) 事業名 (主管課)	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	(款) 総務費(項) 総務管理費 (目) 財政管理費						
						550	396
1	財政管理経費 (財政課)	946					
			企業版ふるさと納税を活用し、市内施設等においてふるさと納税としての寄附を行い、その場で返礼品を受け取ることができるシステムの導入に伴い、委託料を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款) 総務費(項) 総務管理費 (目) 財政管理費						
						1,190	
2	ふるさと基金積立金 (財政課)	1,190					
			ふるさと基金に寄附金を積み立てることに伴い、積立金を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款) 総務費(項) 総務管理費 (目) 企画費						
						19,262	
3	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (行政改革推進室)	19,262					
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、非対面のウェブ会議を推進するため、個室空間を創出できる専用ワークスペースの導入に伴い、消耗品費、備品購入費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款) 総務費(項) 総務管理費 (目) 支所及び出張所費						
						98	
4	辻堂駅前出張所 (市民課)	98					
			辻堂駅前出張所について、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款) 総務費(項) 総務管理費 (目) 支所及び出張所費						
						62	
5	香川駅前出張所 (市民課)	62					
			香川駅前出張所について、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款) 総務費(項) 総務管理費 (目) 支所及び出張所費						
						135	
6	ハマミーナ出張所 (市民課)	135					
			ハマミーナ出張所について、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款) 総務費(項) 総務管理費 (目) 地域活動推進費						
						68	
7	市民活動推進経費 (市民自治推進課)	363					
			市民活動推進基金に寄附金及び利子等を積立てることに伴い、積立金を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				

## 令和4年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第11号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目 ) 事 業 名 ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他の	一般財源
8	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 地域活動推進費	8,525					8,525
	(仮称) 松林地区地域集会施設整備事業費 (市民自治推進課)		(仮称) 松林地区地域集会施設の整備に向けて、予定地の地質調査を行うことに伴い、委託料を増額するもの。				
*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)							
9	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費	169	国庫支出金	県支出金	地方債	その他の	一般財源
	茅ヶ崎ゆかりの人物館管理運営経費 (文化生涯学習課)		茅ヶ崎ゆかりの人物館について、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費を増額するもの。				
*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)							
10	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費	1,218	国庫支出金	県支出金	地方債	その他の	一般財源
	ハマミーナまなびプラザ管理運営経費 (文化生涯学習課)		ハマミーナまなびプラザについて、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。				
*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)							
11	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費	948	国庫支出金	県支出金	地方債	その他の	一般財源
	ネスパ茅ヶ崎ビル維持管理経費 (文化生涯学習課)		ネスパ茅ヶ崎ビルについて、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費を増額するもの。				
*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)							
12	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費	400	国庫支出金	県支出金	地方債	その他の	一般財源
	ウクライナ避難民支援事業費 (男女共同参画課)		320				80
*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)							
13	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 防災対策費	11	国庫支出金	県支出金	地方債	その他の	一般財源
	津波対策事業費 (防災対策課)		神奈川県流域下水道整備事務所柳島水再生センターに設置する海面監視カメラについて、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。				
*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)							
14	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 防災対策費	317	国庫支出金	県支出金	地方債	その他の	一般財源
	防災行政用無線整備事業費 (防災対策課)		防災行政用無線屋外拡声子局について、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費を増額するもの。				
*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)							

## 令和4年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第11号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事 業 名 ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明					
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他の	一般財源	
	(款) 総務費 (項) 徴稅費 (目) 賦課徵収費		748	748				
15	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (収納課)	748	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型感染症強制化対策として、滞納処分への早期着手及び早期解決を図り、市税等の徴収率の更なる向上のため、ICTを活用した預金等調査のオンライン化を行うことに伴い、通信運搬費を増額するもの。					
	*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)							
	(款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費		828	国庫支出金 1,337	県支出金	地方債	その他	△ 509
16	戸籍住民基本台帳管理経費 (市民課)	828	戸籍事務へのマイナンバー制度の導入に関するシステム改修等における生体認証機等の導入について、国庫補助金の上限額の拡大を踏まえた調達方法の見直しに伴い、委託料を増額するとともに、使用料及び賃借料を減額するもの。					
	*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)							
	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費		1,136	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源 1,136
17	社会福祉協議会事務所等管理経費 (福祉政策課)	1,136	茅ヶ崎市社会福祉協議会事務所等について、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。					
	*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)							
	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費		8,932	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源 8,932
18	介護保険事業特別会計繰出金 (高齢福祉介護課)	8,932	介護保険事業特別会計において、県が運営する介護保険指定機関等管理システム改修事業及び認定調査に係る経費を増額することに伴い、繰出金を増額するもの。					
	*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)							
	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費		2	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源 2
19	防犯対策事業費 (安全対策課)	2	香川駅前及び本宿町自転車駐車場内の街頭緊急通報装置街角マモル君について、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費を増額するもの。					
	*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)							
	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費		698	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源 698
20	重層的支援体制整備事業費 (福祉政策課)	698	地区ボランティアセンターについて、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費、負担金補助及び交付金を増額するもの。					
	*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)							
	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費		6,107	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源 6,107
21	障がい者福祉管理経費 (障がい福祉課)	6,107	かながわ自立支援給付費等システムの再構築において、帳票類やデータ移行作業等の追加のほか、機器調達方法の変更等に伴い、委託料を増額するもの。					
	*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)							

## 令和4年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第11号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款項目) 事業名 (主管課)	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	(款) 民生費(項)社会福祉費 (目)障がい者福祉費		26,843	13,421			13,422
22	介護給付費 (障がい福祉課)	53,686					
			介護給付費について、生活介護や施設入所支援等の平均単価等が増加したほか、令和4年度障害福祉サービス等報酬改定における「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」の創設に伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款) 民生費(項)社会福祉費 (目)障がい者福祉費		22,908	11,454			11,455
23	訓練等給付費 (障がい福祉課)	45,817					
			訓練等給付費について、共同生活援助、就労継続支援B型等の利用件数が増加したほか、令和4年度障害福祉サービス等報酬改定における「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」の創設に伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款) 民生費(項)社会福祉費 (目)障がい者福祉費		35,608	17,804			17,806
24	障がい児支援給付費 (障がい福祉課)	71,218					
			障がい児支援給付費について、児童発達支援や放課後等デイサービス等の利用件数が増加したほか、令和4年度障害福祉サービス等報酬改定における「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」の創設に伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款) 民生費(項)社会福祉費 (目)社会福祉施設費						847
25	生きがい会館維持管理経費 (障がい福祉課)	847					
			生きがい会館について、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款) 民生費(項)社会福祉費 (目)老人福祉費						
26	重層的支援体制整備事業費 (高齢福祉介護課)	521					521
			地域包括支援センターについて、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款) 民生費(項)社会福祉費 (目)老人福祉施設費						
27	老人福祉センター管理経費 (高齢福祉介護課)	1,095					1,095
			老人福祉センターについて、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款) 民生費(項)児童福祉費 (目)児童福祉総務費						
28	養育医療給付事業費 (子育て支援課)	2,919	1,459	729			731
			養育医療給付事業において、当初の想定を超える申請件数の増加等により、給付費に不足が見込まれるため、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				

## 令和4年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第11号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事 業 名 ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他の	一般財源
	(款) 民生費(項)児童福祉費 (目)児童福祉施設費						3,532
29	保育園施設維持管理経費 (保育課)	3,532	公立保育園について、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、燃料費、光熱水費、負担金補助及び交付金を増額するもの。				3,532
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款) 民生費(項)児童福祉費 (目)地域児童福祉費						86
30	ファミリーサポートセンター事業費 (子育て支援課)	86	ファミリーサポートセンターについて、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款) 民生費(項)児童福祉費 (目)地域児童福祉費						671
31	重層的支援体制整備事業費 (子育て支援課)	671	子育て支援センターについて、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費、負担金補助及び交付金を増額するもの。				671
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款) 民生費(項)生活保護費 (目)生活保護総務費						7
32	生活保護総務管理経費 (生活支援課) (債務負担行為)	3,669	生活保護における医療扶助制度の適正かつ効率的な運営を促進するとともに、生活保護受給者の利便性の向上を図るため、令和5年度中のマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認の導入に向けたシステム改修等を行うことに伴い、通信運搬費、委託料、備品購入費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款) 衛生費(項)保健衛生費 (目)予防費						196,220
33	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (保健予防課)	76,155	新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、PCR検査の実施件数や入院患者の増加に対応するとともに、相談・患者対応などに係る業務を行うため、手数料、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金、扶助費を増額するもの。	83,731		340	35,994
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款) 衛生費(項)保健衛生費 (目)環境衛生費						4,267
34	斎場施設管理運営経費 (小出支所)	960	斎場について、火葬件数の増加や原油価格の高騰による燃料価格の上昇に伴い、燃料費を増額するもの。				3,307
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款) 衛生費(項)保健衛生費 (目)地域医療センター費						69,592
35	業務運営経費 (地域保健課)	11,639	休日・夜間急患診療所及び調剤薬局について、コロナ禍における検査体制や診療体制を維持する一方で、利用者の減少やPCR検査に係る診療報酬単価の減額による診療報酬の減少により、運営に要する委託料に不足が生じることに伴い、委託料を増額するもの。				57,953
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				

## 令和4年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第11号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款項目) 事業名 (主管課)	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	(款)衛生費(項)保健衛生費 (目)地域医療センター費						2,070
36	施設維持管理経費 (地域保健課)	2,070	地域医療センターについて、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費を増額するもの。				2,070
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款)商工費(項)商工費 (目)観光費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
37	観光総務管理経費 (産業振興課) (繰越明許費)	2,706					2,706
			サザンビーチがさき海水浴場において、誰もが自由に、安全に楽しめる海水浴場を目指すバリアフリービーチを実施するため、車いす等でも砂浜での移動が可能となるバリアフリーマットを購入することに伴い、備品購入費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款)土木費(項)道路橋りょう費 (目)道路橋りょう総務費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
38	道路橋りょう総務管理経費 (道路管理課)	1,065					1,065
			国道1号地下横断歩道について、新型コロナウイルス感染症の感染動向の変化による人流の回復を受けたエレベータ利用の増加のほか、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款)土木費(項)都市計画費 (目)都市計画総務費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
39	公共下水道事業会計負担金 (下水道河川総務課)	18,822					18,822
			原油価格の高騰による電気料金の上昇等により、公共下水道事業会計における相模川流域下水道維持管理費負担金が増額となることに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款)土木費(項)住宅費 (目)住宅管理費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
40	市営住宅管理運営経費 (建築課)	278					278
			市営住宅について、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款)消防費(項)消防費 (目)常備消防費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
41	消防施設設備維持管理経費 (消防総務課)	7,766					1,599 6,167
			本署や分署、出張所等の消防施設について、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、燃料費、光熱水費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款)消防費(項)消防費 (目)常備消防費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
42	消防車両維持管理経費 (警防救命課)	2,200					453 1,747
			救急件数の増加への対応のほか、原油価格の高騰による燃料価格の上昇に伴い、燃料費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				

## 令和4年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第11号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款項目)	補正額	説明					
	事業名 (主管課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
43	(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 非常備消防費	120						120
	消防団施設・設備維持管理経費 (警防救命課)		消防団施設について、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費を増額するもの。		  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)			
44	(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 学校管理費	25,085						25,085
	一般管理経費 (教育総務課)		小学校について、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費を増額するほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、電話や郵送等の非対面・非接触の連絡機会の増加に伴い、通信運搬費を増額するもの。		  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)			
45	(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 教育振興費	2,385						2,385
	情報機器配備運営経費 (学校教育指導課)		G I G Aスクール構想の推進のため、鶴が台小学校など、児童数の増加に応じた普通教室の整備に合わせ大型モニターを購入することに伴い、備品購入費を増額するもの。		  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)			
46	(款) 教育費 (項) 中学校費 (目) 学校管理費	16,288						16,288
	一般管理経費 (教育総務課)		中学校について、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費を増額するほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、電話や郵送等の非対面・非接触の連絡機会の増加に伴い、通信運搬費を増額するもの。		  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)			
47	(款) 教育費 (項) 中学校費 (目) 教育振興費	1,289						1,289
	情報機器配備運営経費 (学校教育指導課)		G I G Aスクール構想の推進のため、浜須賀中学校など、生徒数の増加に応じた普通教室の整備に係る無線LAN環境を構築するとともに、大型モニターを購入することに伴い、委託料、備品購入費を増額するもの。		  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)			
48	(款) 教育費 (項) 学校給食費 (目) 学校給食管理費	10,825						10,825
	学校給食管理運営費 (学務課)		小学校の給食調理場について、原油価格の高騰によるガス料金の上昇等に伴い、燃料費、光熱水費を増額するもの。		  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)			
49	(款) 教育費 (項) 学校給食費 (目) 学校給食管理費	36,610						36,610
	中学校給食施設整備事業費 (学務課)  (繰越明許費)		選択制デリバリー方式による中学校給食の実施に向け、調理施設からの給食の配送を受ける各中学校の配膳室整備に向けた設計を行うことに伴い、委託料を増額するもの。		  *決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)			

## 令和4年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第11号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事業名 ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 公民館費						180
50	施設維持管理経費 (鶴嶺公民館)	180	鶴嶺公民館について、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 青少年施設費						781
51	青少年会館管理経費 (青少年会館)	781	青少年会館について、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 図書館費						3,699
52	管理運営経費 (図書館)	3,699	図書館本館及びハマミーナ図書室について、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費、負担金補助及び交付金を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				

## 令和4年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

国民健康保険事業特別会計(令和4年度 補正第3号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款項目) 事業名 (主管課)	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	1,562					1,562
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				

議案第83号

## 令和4年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

後期高齢者医療事業特別会計(令和4年度 補正第1号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款項目) 事業名 (主管課)	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	4,621					4,621
	職員給与費 (職員課)		年度末に不足が見込まれる経費を増額するとともに、人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				

## 令和4年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

介護保険事業特別会計(令和4年度 補正第2号)  
(歳出)

(単位：千円)

項番	(款)項目 事業名 (主管課)	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費						2,383
1	職員給与費 (職員課)	2,383	人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。				2,383
	(款) 地域支援事業費 (項) 包括的支援事業・任意事業費 (目) 包括的支援事業費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
2	在宅医療介護連携推進事業費 (職員課)	73	23	12		23	15
	人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。						
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				

議案第85号

## 令和4年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

介護保険事業特別会計(令和4年度 補正第3号)  
(歳出)

(単位：千円)

項番	(款)項目 事業名 (主管課)	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費		47				49
1	一般管理経費 (高齢福祉介護課)	96	県が運営する介護保険指定機関等管理システムの改修に係る市町村負担金の確定に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				
	(款) 総務費 (項) 介護認定審査費 (目) 認定調査費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
2	認定調査費 (高齢福祉介護課)	8,883					8,883
	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から導入していた要介護等認定の有効期間を延長する臨時の取扱いを縮小したことにより、主治医意見書の作成依頼件数及び要介護等認定調査の委託件数が増加することに伴い、手数料、委託料を増額するもの。						
			*決定過程 理事者調整(令和4年11月1日)				

## 個人情報の保護に関する法律施行条例について

### 1 提案の理由

個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保を図るため提案する。

### 2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第75条第5項、第89条第2項、第108条及び第129条

### 3 条例の概要

- (1) この条例において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例によること等とした。（第2条関係）
- (2) 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該事務の名称等を記載した個人情報取扱事務登録票を作成しなければならないこと等とした。（第3条関係）
- (3) 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならないこととし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その期間を30日以内に限り延長することができること等とした。（第4条関係）
- (4) 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りること等とした。（第5条関係）
- (5) 開示請求に係る手数料の額は無料とすることとし、保有個人情報が記録されている文書の写しの交付を受ける開示請求者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならないこととした。（第6条関係）
- (6) 実施機関は、この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合等において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞くことができることとした。（第7条関係）
- (7) 市長は、毎年度、実施機関における個人情報の取扱いに関する事務の実施状況を取りまとめ、その概要を公表することとした。（第8条関係）
- (8) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

## 個人情報の保護に関する法律施行条例参考条文

### ○地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

### ○個人情報の保護に関する法律（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定による改正前のもの）

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第七十四条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 二 個人情報ファイルの名称
  - 三 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
  - 三 個人情報ファイルの利用目的
  - 四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）
  - 五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法
  - 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
  - 七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
  - 八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
  - 九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
  - 十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨
  - 十一 その他政令で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- 一 国の安全、外交上の秘密その他の国の大利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
  - 二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
  - 三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
  - 四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
  - 五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
  - 六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
  - 七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録

した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル

十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル

3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル

二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(開示請求の手続)

第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(手数料)

第八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

3 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

4 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第一項の手数料の額を参照して、独立行政

法人等が定める。

5 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令をこのに公布する。

御名 御璽

令和四年四月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第七百七十六号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令  
内閣は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)  
附則第一条第六号及び第七号の規定に基づき、この政令を制定する。  
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施  
行期日は令和四年十月一日とし、同条第七号に掲げる規定のうち、同法第五十一条並びに附則第九条  
(第三項を除く)、第十条、第十八条(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第一百二十九条の  
改正規定(「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る)による)、第二十二条、第四十七条、  
第四十九条、第五十四条、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百十一  
号)第三十五条の改正規定(「条例を含む」)を削る部分に限る)による)、第五十七条、第六十六条  
及び第七十条の規定の施行期日は令和五年四月一日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄  
内閣総理大臣 総務大臣 金子 恭之  
法務大臣 古川 謙久  
厚生労働大臣 後藤 茂之  
国土交通大臣 齋藤 鉄夫

- (第五十一条の規定の施行に伴う経過措置)
- 第九条** 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等（第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第一項第三号に掲げる者又は同条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第六十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があつたものとみなす。
- 第二项 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第三十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日ににおいて同項の同意があつたものとみなす。
- 第三项 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする特定地方独立行政法人等は、第五十一条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十一条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。
- 第四项 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第五十一条施行日前に、特定地方独立行政法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十一条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。
- 第五项 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第三十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があつたものとみなす。
- 第六项 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 第七项 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日前に、特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する第三者に提供した場合について適用する。
- 第八项 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同号の同意があつたものとみなす。
- 第九项 第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する第三者に提供した場合について適用する。
- 第十项 第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があつたものとみなす。
- (第五十五条の規定の施行に伴う経過措置)
- 第十一条** 地方公共団体情報システム機構の施行日以後最初の事業年度の第五十五条の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十八条の十に規定する年度計画については、同条中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「デジタル社会の形成を図るために係る部分については、第五十一条の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。
- 第二项 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。
- (第五十五条と条例との関係)
- 第十条** 地方公共団体の条例の規定で、第五十一条改正後個人情報保護法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第五十一条の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。
- 第十二条 第十一条第二項第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に保有個人情報を第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があつたものとみなす。
- 第十三条 第十一条第二項第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に保有個人情報を第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 第十四条 第十一条第二項第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。
- (第五十七条の規定の施行に伴う経過措置)
- 第十二条** この法律の施行の際現に第五十七条の規定による改正前の地方公共団体情報システム機構法（以下この条において「旧機構法」という。）第八条第二項第二号に掲げる委員である者は、施行日に、第五十七条の規定の施行に伴う経過措置（第五十七条の規定の施行に伴う経過措置）
- 2 この法律の施行の際現に第五十七条の規定による改正後の地方公共団体情報システム機構法（次項において「新機構法」という。）第八条第二項第三号に掲げる委員として選定されたものとみなす。この場合において、その選定されたものとみなされる者の任期は、同条第四項の規定にかかるわらず、施行日における旧機構法第八条第二項第二号に掲げる委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧機構法第十三条第一項の規定により任命された理事長又は監事である者は、それぞれ、施行日に「新機構法第十三条第一項の規定により理事長又は監事として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新機構法第十四条第一項の規定にかかるわらず、施行日における旧機構法第十三条第一項の規定により任命された理事長又は監事としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。
- (第五十八条の規定の施行に伴う経過措置)
- 第十三条** 第五十八条の規定による改正後の大規模な灾害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七条第四項の規定は、第五十八条の規定の施行の日以後にされる同条の規定による改正後の大規模な灾害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七条第一項の定めがある借地権の設定を目的とする契約について適用する。

(公認心理師法の一部改正)

**第六十一条** 公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項を次のように改める。

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項を公認心理師登録簿に登録するとともに、当該届出をした公認心理師に対し、登録の変更を証する書類を交付するものとする。

第三十一条に次の二項を加える。

3 前項の規定による交付は、第一項の規定による届出が電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書を送信する方法により行われた場合は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

第三十五条の見出し中「変更登録等」を「登録証の書換交付等」に改め、同条中「記載事項の変更を受けようとする者及び登録証」を「書換交付又は」に改める。

第三十七条第一項中「第三十三条並びに」に、「第三十三条の中」を「第二項並びに第三十三条」に改め、同条第二項中「が登録」を「が登録(変更の登録を含む。)」に、「公認心理師の登録」を「当該登録」に改める。

附則 第一項 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十七条(住民基本台帳法第一から別表第五までの改正規定に限る)、第四十五条、第四十六条规定の個人を識別するための番号の利用等に関する特

別表第一及び別表第二の改正規定(同表の二十七の項の改正規定を除く。)並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定

二 附則第十八条(戸籍法第二十九条の改正規定を除く。)及び第五十三条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する特

別表第一及び別表第二の改正規定(同法第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定に限る。)の規定 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日

三 附則第七条第三項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五十六条及び第五十九号

二 附則第十九条(戸籍法第二十九条の改正規定を除く。)、第十三条、第十四条、第十八条(戸籍法第二十九条の改正規定(戸籍の)の下に「正本及び」を加える部分を除く。)に限る。)、第十九条から第二十一

条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第五

条の改正規定を除く。)、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第五十条から第五十二条まで、第五

十三条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。)、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第三十五条の改正規定(「条例を含む。」を削る部分に限る。)を除く。)、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内に

おいて、各規定につき、政令で定める日  
五 附則第三十七条の規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第六十二号)の施行の日

六 附則第八条第二項及び第九条第三項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

七 第二十七条(住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。)、第四十八条(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定を除く。)、第四十九条及び第五十二条並びに附則第九条(第三項を除く。)、第十条、第十五条、第十八条(戸籍法第二十九条の改正規定(戸籍の)の下に「正本及び」を加える部分に限る。)、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。)、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定(「条例を含む。」)を削る部分に限る。)、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

八 第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七の項の改正規定に限る。)の規定 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

九 附則第十七条及び第四十一条の規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日

十 第二十八条、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

十一 第二十八条、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

十二 第二十八条、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

十三 第二十八条、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

十四 第二十八条、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

十五 第二十八条、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

十六 第二十八条、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

十七 第二十八条、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

十八 第二十八条、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

十九 第二十八条、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

二十 第二十八条、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

二十一 第二十八条、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

二十二 第二十八条、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

二十三 第二十八条、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

二十四 第二十八条、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

二十五 第二十八条、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

二十六 第二十八条、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

二十七 次に掲げる法律は、廃止する。

第十项三か二条項第一項 一九三十ら条 項条で八第第三条第一項 及並及条三三二条第一項 びびび第十七、一八一 第二第五項条第一項 項四項かま第一項 十、ら第一第第三条第一 条三三第三条十二 二	第十一條第二項											
審理員												

第四十四条												
三合第意場項に受け 号にあ二見合を除くは第 規定すは第出され第 議項号たにい第一 経二号當とる。審當合 規定期項号たは三 第場項員の規定 (同定)	行政不服審査会等											
受けたとき	機関第八十一条第一項又は第二項の											



- 4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。
- 5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。
- 第七十六条第二項中「第一百二十五条」を「第一百二十七条」に改める。
- 第七十八条第五号中「行政機関の長が開示決定等」を「行政機関の長又は地方公共団体の機関(都道府県の機関に限る)が開示決定等」に、「行政機関の長が認める」を「行政機関の長又は地方公共団体の機関が認める」に改め、同条第七号イ中「独立行政法人等」の下に「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人」を加え、同号ロ中「独立行政法人等」の下に「地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く)又は地方独立行政法人」を加える。
- 第七十八条に次の一項を加える。
- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報(一)とあるのは、「掲げる情報(情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く)又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの(二)とする。」
- 第七十九条第二項中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に改める。
- 第八十六条第一項中「第一百六条第一項」を「第一百七条第一項」に改め、同条第二項第一号中「第七十八条第二号」又は同条第三号ただし書」を「第七十八条第一項第二号」又は同項第三号ただし書」に改める。
- 第八十九条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
- 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参考して、地方独立行政法人が定める。
- 9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 第九十条第一項ただし書中「法律又はこれに基づく命令」を「法令」に改め、同条第二項中「第一百二十五条」を「第一百二十七条」に改める。
- 第九十八条第一項ただし書中「法律又はこれに基づく命令」を「法令」に改め、同条第二項中「第一百二十五条」を「第一百二十七条」に改める。
- 第一百四条第一項中「行政機関の長等の下に(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。)」とあるときは、逕済なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。
- 第一百五条第二項第一号中「次条第一項第二号」を「第一百七条第一項第二号」に改め、同条に次の二項を加える。

- 3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあつては、別に法律で定める審査会)」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。
- 第百七十九条第一項第一号中「第一百七十三条及び第一百七十四条」を「第一百七八条及び第一百七十九条」に改め、同項第二号中「第一百七十七条」を「第一百八十二条」に改め、同条を第百八十四条とする。
- 第百七八条中「第一百七十二条、第一百七十七条及び第百七十九条から第百八十二条まで」を「第一百七十八条、第一百七十七条及び第百七十九条から第百八十二条まで」に改め、同条を第百八十三条とする。
- 第百七十七条第一号中「第一百四十三条第一項」を「第一百四十六条第一項」に改め、同条第二号中「第一百五十条」を「第一百五十三条」に改め、同条を第百八十二条とし、第百七十六条を第百八十二条とする。
- 第百七十五条中「第一百五十三条」を「第一百七十六条」に改め、同条を第百八十二条とする。
- 第百七十四条中「第一百七十九条第一項」を「第一百八十四条第一項」に改め、同条を第百七十九条とする。
- 第百七十三条中「第一百四十五条第二項」を「第一百四十八条第二項」に改め、同条を第百七十八条とする。
- 第百七十二条中「第一百四十条」を「第一百四十三条规定」に改め、同条を第百七十七条とする。
- 第百七十二条中「第一百九十九条第三項」を「第一百二十一條第三項」に改め、同条を第百七十六条とする。
- 第七章中第百七十九条第一項を「第一百八十四条第一項」に改め、第六章第四節中同条を第百七十九条とする。
- 第百六十五条中「第一百四十七条第一項」を「第一百五十条第一項」に改め、第六章第四節中同条を第百六十五条とする。
- 第百六十四条を第百六十九条とし、第百六十三条を第百六十八条とし、第百六十二条を第百六十五条とし、同条の次に次の二条を加える。
- (地方公共団体による必要な情報の提供等の求め)
- 第百六十六条 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。
- 2 委員会は、前項の規定による求めがあつたときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。
- (条例を定めたときの届出)
- 第百六十七条 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、逕済なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。
- 2 委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

**第五十一条 個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。**

目次中「第四款 審査請求（第一百四条第一項）」を「第四款 審査請求（第一百四条第一項）」に、「第一百七条第一項」を「第一百二十四条第一項」に、「第一百五十二条第一項」を「第一百四十三条第一項」に、「第一百五十九条第一項」を「第一百四十九条第一項」に、「第一百五十五条第一項」を「第一百五十二条第一項」に、「第一百五十七条第一項」を「第一百五十六条第一項」に、「第一百五十八条第一項」を「第一百五十七条第一項」に、「第一百六十二条第一項」を「第一百六十五条第一項」に、「第一百七十二条第一項」を「第一百七十五条第一項」に、「第一百八十二条第一項」を「第一百八十五条第一項」に改める。

第二条第一項第二号中「第七十八条第七号イ及びロ、第八十九条第三項から第五項まで、第百十七条第三項から第五項まで並びに第百二十三条第二項」を「第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第百十九条第五項から第七項まで並びに第百二十五条第二項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。  
 二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）

第三条第十一項第一号を加える。

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（子に係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第百十九条第八項から第十項まで並びに第百二十五条第二項において同

第四条中「国の機関」の下に「地方公共団体の機関」を、「独立行政法人等」の下に「地方独立行政法人」を加える。  
 第五条中「のつとり」の下に「国の施策との整合性に配慮しつつ」を、「応じて」の下に「地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による」を加える。  
 第九条中「提供」の下に「地方公共団体又は」を加える。

第十二条に次の一項を加える。  
 2 国は、第五章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第十三条の見出し中「地方公共団体等」を「地方公共団体の機関等」に改め、同条第一項中「保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その」を「機関が」に、「ことに努めなければならない」を「ものとする」に改め、同条第二項中「その性格及び業務内容に応じ」を削り、「ことに努めなければならない」を「ものとする」に改める。

第十八条第三項第一号中「法令」の下に「（条例を含む。以下この章において同じ。）」を加える。

第四十五条中「第一百四条第一項」を「第一百十六条第一項」に改める。

第四十八条第二号及び第三号中「第一百五十二条第一項」を「第一百五十五条第一項」に改める。

第五十条第一項中「第一百五十二条第一項第五号」を「第一百五十五条第一項第五号」に改める。

第五十八条第一項中「別表第二に掲げる法人」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 別表第二に掲げる法人

二 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第一号若しくは第三号（子に係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするもの

**第五十八条第二項中「独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。第六十六条第二項第三号並びに第百二十三号第一項及び第三項において同じ。）の運営」を「次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。**

一 地方公共団体の機関 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（次号において「病院」という。）及び同条第二項に規定する診療所並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学の運営

二 独立行政法人 労働者健康安全機構 病院の運営

第六十条第一項中「にあっては」を「及び地方独立行政法人にあっては」に改め、同項ただし書中「又は法人文書」を「法人文書」に改め、「を」の下に「又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）」を加え、同条第三項中「含む。」又は「を「含む。」以下この項において同じ。」に「含む。」が「含む。」又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が改め、同項第二号中「行政機関の長又は」を「行政機関の長」に、「に対し」を「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し」に、「行政機関の長」に、「に対し」を「行政機関情報公開法第三条又は法第三条に「の規定による」を「又は情報公開条例の規定による」に改め、同号口中「第二項又は」を「第二項、に」「の規定」を「又は情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限り。）の規定」に改め、同項第三号中「第一百十四条第一項」を「第一百六条第一項」に改める。

第六十一条に次の二項を加える。

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不當な差別、偏見その他の不利益が生じないようにしてその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第六十一条第一項中「法令」の下に「（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）」を加える。

第六十三条中「第一百六十九条」を「第一百七十四条」に、「及び独立行政法人等」を「地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人」に改める。

第六十六条第二項第四号中「前各号」を「前各号」とし、同項第三号に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「独立行政法人労働者健康安全機構」を「第五十八条第二項各号に掲げる者」に、「病院の運営」を「同項各号に定める」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「別表第二に掲げる法人」を「第五十八条第一項各号に掲げる者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

第六十七条中「第一百七十二条」を「第一百七十六条」に改める。

第六十八条第二項第二号中「第七十八条各号」を「第七十八条第一項各号」に改める。

第六十九条第二項第三号中「地方公共団体」を「地方公共団体の機関」に改める。

第七十三条第一項中「第一百二十六条」を「第一百二十八条」に改める。

第七十五条に次の二項を加える。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年五月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

**法律第三十七号**

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四百八十六条の見出し中「交付請求」を「交付請求等」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 弁済をする者は、前項の受取証書の交付に代えて、その内容を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。ただし、弁済を受領する者に不相当な負担を課するものであるときは、この限りでない。

第九百八十四条に後段として次のように加える。

この場合においては、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の規定にかかわらず、遺言者及び証人は、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の印を押すことを要しない。

(抵当証券法の一部改正)

第二条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「記載シ申請人之二記名捺印スル」を「記載スル」に改める。

(死産の届出に関する規程の一部改正)

第三条 死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「署名捺印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第五条第二項及び第六条中「記名捺印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七十四条の二第一項中「署名し印をおした」を「署名した」に改める。

第二百六十条の十八第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、総務省令で定めるものをいう)により表決をすることができる。

(農業協同組合法の一部改正)

第五条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四に次の二項を加える。

前項の組合員は、定款で定めるところにより、同項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。

前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

## 茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会条例について

### 1 提案の理由

茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるため提案する。

### 2 根拠法規

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項

(2) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項及び第4項

### 3 条例の概要

(1) 主な用語について、定義を置くこととした。（第2条関係）

(2) 茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年茅ヶ崎市条例第2号）第17条第1項等の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置することとした。（第3条関係）

(3) 審査会は、委員5人をもって組織することとした。（第4条関係）

(4) 審査会の委員は、優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱することとした。（第5条関係）

(5) 審査会の委員の任期は、2年とすることとした。（第6条関係）

(6) 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解雇することができることとした。（第7条関係）

(7) 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないこと等とした。（第8条関係）

(8) 審査会に、会長を置き、委員の互選により定めること等とした。（第9条関係）

(9) 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、行政文書、保有個人情報又は特定歴史公文書等の提示を求めることができることとともに、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の公開、保有個人情報の開示又は特定歴史公文書等の利用を求めることができないこと等とした。（第10条関係）

(10) 審査会は、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査関係人」という。）の申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないこと等とした。（第11条関係）

(11) 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができること等とした。（第12条関係）

- (12) 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、審査会に提示された行政文書、保有個人情報若しくは特定歴史公文書等を閲覧させ、審査請求に係る事件に関し必要な調査をさせ、又は審査関係人の意見の陳述を聴かせることができることとした。(第13条関係)
- (13) 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧又は当該主張書面若しくは当該資料の写し等の交付を求めることができることとし、当該交付を受ける審査請求人又は参加人は、手数料を納めなければならないこととした。(第14条関係)
- (14) 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとすることとした。(第15条関係)
- (15) この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定めることとした。(第16条関係)
- (16) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

## 茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会条例参照条文

○個人情報の保護に関する法律（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定による改正前のもの）

（定義）

第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）又は法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

- 2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
  - 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
  - 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの
- 3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これら的一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。
  - 一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。
  - 二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長又は独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第三条又は独立行政法人等情報公開法第三条の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。
    - イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。
    - ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項又は独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項の規定により意見書の提出の機会を与えること。
  - 三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第一百四十四条第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。
- 4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
  - 一 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
  - 二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの  
(保有個人情報の開示義務)

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号

に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- 二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
    - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
  - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
  - イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
    - ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 五 行政機関の長が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるもの
- 七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - イ 独立行政法人等が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
    - ロ 独立行政法人等が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共

の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

- ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(訂正決定等の期限)

第九十四条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第一百二条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審査会への諮問)

第一百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

- 二 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - 三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
  - 三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
  - 四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
    - 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。）
    - 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
    - 三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

○行政不服審査法

(参加人)

第十三条 利害関係人（審査請求人以外の者であって審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。

2 審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。

3 審査請求への参加は、代理人によってすることができる。

4 前項の代理人は、各自、第一項又は第二項の規定により当該審査請求に参加する者（以下「参加人」という。）のために、当該審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

第八十一条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適当又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととすることができる。

3 前節第二款の規定は、前二項の機関について準用する。この場合において、第七十八条第四項及び第五項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により共同設置する機関にあっては、同項の規約）で定める。

○茅ヶ崎市情報公開条例（茅ヶ崎市附属機関設置条例等の一部を改正する等の条例（令和4年茅ヶ崎市条例第号）第3条の規定による改正前のもの）

(定義)

第3条 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 茅ヶ崎市公文書等管理条例（令和2年茅ヶ崎市条例第3号）第2条第4項に規定する特定歴史公文書等

(3) 図書館、美術館その他これらに類する施設等において、当該施設等の設置等の目的に応じて収集され、整理され、及び保存されている図書、記録、図画その他の資料

2 この条例において「実施機関」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(公開請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求があった日から起算して15日以内に、当該公開請求に対する諾否の決定（以下「公開決定等」という。）を行わなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により公開決定等をしたときは、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前項の場合において、公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むとき（第8条の規定により公開請求を拒むとき及び公開請求に係る行政文書を実施機関が管理していないときを含む。）は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければな

らない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 5 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため公開請求があつた日から起算して45日以内にそのすべてについて公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について公開決定等をする期限

(審査会への諮問)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合（当該行政文書の公開について、反対意見書が提出されている場合及び行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書（以下「参加人意見書」という。）において反対する旨の意見が述べられている場合を除く。）

- 2 前項の規定による諮問は、審査請求書、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書、同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書（以下「反論書」という。）及び参加人意見書の写し（反論書及び参加人意見書の写しにあっては、それらの提出があった場合に限る。）を添えなければならない。

- 3 第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る行政文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

○茅ヶ崎市行政不服審査条例（茅ヶ崎市附属機関設置条例等の一部を改正する等の条例

（令和4年茅ヶ崎市条例第 号）第4条の規定による改正前のもの）

(審査会が行う資料交付の方法)

第15条 法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項の手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 第2条第2項及び第3条の規定は、前項の手数料について準用する。この場合において、第2条第2項中「前項」とあるのは「第15条第1項」と、第3条第1項中「法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第5項」と、「法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「法第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、「前条第1項」とあるのは「第15条第1項」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第15条第2項の規定により読み替えて準用する第3条第1項」と読み替えるものとする。

○茅ヶ崎市公文書等管理条例（茅ヶ崎市附属機関設置条例等の一部を改正する等の条例  
(令和4年茅ヶ崎市条例第 号) 第2条の規定による改正前のもの)

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第20条を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 特定歴史公文書等

(3) 図書館、美術館その他これらに類する施設等において、当該施設等の設置等の目的に応じて収集され、整理され、及び保存されているもの

3 この条例において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な行政文書その他の文書をいう。

4 この条例において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

(1) 第8条第1項の規定により市長が引き続き保存するもの及び同条第2項の規定により市長に移管されたもの

(2) 法人その他の団体（市を除く。第13条第1項第2号において「法人等」という。）又は個人から市長に寄贈され、又は寄託されたもの

5 この条例において「公文書等」とは、行政文書及び特定歴史公文書等をいう。

(利用決定等の期限)

第17条 前条第1項又は第2項の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があつた日から起算して30日以内にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審査会への諮問)

第23条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があつたときは、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用されることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について、反対意見書が提出されている場合及び行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書（以下この号において「参加人意見書」という。）が提出されている場合において当該参加人意見書に反対する旨の意見が記載されているときを除く。）

○個人情報の保護に関する法律施行条例

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の一部の施行期日を定める政令をこのに公布する。

御名 御璽

令和四年四月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百七十六号  
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令  
内閣は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)  
附則第一条第六号及び第七号の規定に基づき、この政令を制定する。  
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施  
行期日は令和四年十月一日とし、同条第七号に掲げる規定のうち、同法第五十一条並びに附則第九条  
(第三項を除く)、第十条、第十八条(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)、第一百二十九条の  
改正規定(「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る)に限る)、第二十二条、第四十七条、  
第四十九条、第五十四条、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第二百十一  
号)、第三十五条の改正規定(「条例を含む。」を削る部分に限る)に限る)、第五十七条、第六十六条  
及び第七十条の規定の施行期日は令和五年四月一日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄  
内閣総務大臣 金子 恭之  
法務大臣 古川 穎久  
厚生労働大臣 後藤 茂之  
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

(公認心理師法の一部改正)  
第六十一条 公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項を次のように改める。

文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項を公認心理師登録簿に登録するとともに、当該届出をした公認心理師に対し、登録の変更を証する書類を交付するものとする。

第三十一条に次の一項を加える。

3 前項の規定による交付は、第一項の規定による届出が電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二十二条第一項に規定する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定に限る)、第四十八条(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定に限る)、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条(第三項を除く)、第十条、第十五条、第十八条(戸籍法第二十九条の改正規定〔戸籍の〕の下に「正本及び」を加える部分に限る)に限る)、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条(戸籍法第三十条の十五第三項の改正規定に限る)、第三十七条(住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る)、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定〔(条例を含む)〕を削る部分に限る)、第五十七条、第六十六条及び第七十七条の規定に限る)に限る)、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る)、第三十三条(戸籍法第三十条の十五第三項の改正規定に限る)、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定〔(条例を含む)〕を削る部分に限る)、第五十七条、第六十六条及び第七十七条の規定に限る)に限る)、第二十二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

更を受けようとする者及び登録証の「書換交付又は」に改める。

第三十七条第一項中「第三十三条並びに」に、「第三十三条中〔中〕を〔第二項並びに第三十三条中〕に改め、同条第二項中「が登録」を「が登録(変更の登録を含む)」に、公認心理師の登録を「当該登録」に改める。

第三十五条の見出し中「変更登録等」を「登録証の書換交付等」に改め、同条中「記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の「書換交付又は」に改める。

第三十七条第一項中「第三十三条並びに」に、「第三十三条中〔中〕を〔第二項並びに第三十三条中〕に改め、同条第二項中「が登録」を「が登録(変更の登録を含む)」に、公認心理師の登録を「当該登録」に改める。

第三十五条の見出し中「変更登録等」を「登録証の書換交付等」に改め、同条中「記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の「書換交付又は」に改める。

第三十七条第一項中「第三十三条並びに」に、「第三十三条中〔中〕を〔第二項並びに第三十三条中〕に改め、同条第二項中「が登録」を「が登録(変更の登録を含む)」に、公認心理師の登録を「当該登録」に改める。

第三十五条の見出し中「変更登録等」を「登録証の書換交付等」に改め、同条中「記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の「書換交付又は」に改める。

六 附則第八条第二項及び第九条第三項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
七 第二十七条(住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る)、第四十八条(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定に限る)、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条(第三項を除く)、第十条、第十五条、第十八条(戸籍法第二十九条の改正規定〔戸籍の〕の下に「正本及び」を加える部分に限る)に限る)、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条(戸籍法第三十条の十五第三項の改正規定に限る)、第三十三条(戸籍法第三十条の十五第三項の改正規定に限る)、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定〔(条例を含む)〕を削る部分に限る)、第五十七条、第六十六条及び第七十七条の規定に限る)に限る)、第二十二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日
八 第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七の項の改正規定に限る)の規定 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七条号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日
九 附則第十七条及び第四十一条の規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日
十 第二十八条、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日
十一 附則第十七条及び第四十一条の規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日
十二 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)
十三 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)
十四 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に関する法律(平成十五年法律第五十九号)
十五 第二十八条次に掲げる法律は、廃止する。
十六 一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)
十七 二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)
十八 (行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に関する法律(平成十五年法律第五十九号))
十九 第二十八条次に掲げる者に係る前条第一号の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧行政機関個人情報保護法」という)第七条若しくは第四十四条の十六又は前条第二号の規定による廃止前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧独立行政法人等個人情報保護法」という)第八条若しくは第四十四条の十六の規定によるその業務に関して知り得た旧行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報(以下この条において「旧行政機関個人情報」という)若しくは旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十五第一項に規定する独立行政法人等非識別加工情報等(以下この条において「旧独立行政法人等非識別加工情報等」という)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。
二十 一 前条の規定の施行の際現に旧行政機関個人情報保護法第二条第一項に規定する行政機関(以下この条において「旧行政機関」という)の職員である又は前条の規定の施行前ににおいて旧行政機関の職員であつた者のうち、同条の規定の施行前ににおいて旧行政機関個人情報又は旧行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事していた者

4

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。

前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

第七十六条第二項中「第一百二十五条」を「第一百二十七条」に改める。

第七十八条第五号中「行政機関の長が開示決定等」を「行政機関の長又は地方公共団体の機関(都道府県の機関に限る)が開示決定等」に、「行政機関の長が認める」を「行政機関の長又は地方公共団体の機関が認める」に改め、同条第七号イ中「独立行政法人等」の下に「地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く)又は地方独立行政法人」を加え、同号ロ中「独立行政法人等」の下に「地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く)又は地方独立行政法人」を加える。

第七十八条に次の一項を加える。

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報」(一)とあるのは、「掲げる情報(情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く)又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準する情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの」(一)とする。

第七十九条第二項中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に改める。

第八十六条第一項中「第一百六条第一項」を「第一百七条第一項」に改め、同条第二項第一号中「第七十八条第二号又は同条第三号ただし書」を「第七十八条第一項第二号又は同条第三号ただし書」に改める。

第八十九条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

第七十九条に次の二項を加える。

7 地方独立行政法人に對し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参考

して、地方独立行政法人が定める。

9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第九十条第一項ただし書中「法律又はこれに基づく命令」を「法令」に改め、同条第二項中「第一百二十五条」を「第一百二十七条」に改める。

第九十八条第一項ただし書中「法律又はこれに基づく命令」を「法令」に改め、同条第二項中「第一百二十五条」を「第一百二十七条」に改める。

第一百四条第一項中「行政機関の長等」の下に「(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。)」とあるときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

第一百五条第二項第一号中「次条第一項第二号」を「第一百七条第一項第二号」に改め、同条に次の二項を加える。

3

前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあつては、別に法律で定める審査会)」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。

第七十八条を「第一百八十五条」とする。

第七十九条第一項第一号中「第一百七十三条及び第一百七十四条」を「第一百七八条及び第一百七十九条」に改め、同項第二号中「第一百七十七条」を「第一百八十二条」に改め、同条を「第一百八十四条」とする。

第一百七八条中「第一百七十二条、第一百七十二条及び第一百七十四条から第一百七十六条まで」を「第一百七十八条、第一百七十七条及び第一百七十九条から第一百八十二条まで」に改め、同条を「第一百八十三条」とする。

第一百七十六条、第一百七十七条及び第一百七十九条から第一百八十二条まで」を「第一百七十六条、第一百七十七条及び第一百七十九条から第一百八十二条まで」に改め、同条を「第一百八十三条」とする。

第一百七十七条第一号中「第一百四十三条第一項」を「第一百四十六条第一項」に改め、同条第二号中「第一百五十条」を「第一百五十三条」に改め、同条を「第一百八十二条」とし、第百七十六条を「第一百八十二条」とする。

第一百七十七条第一号中「第一百四十三条第一項」を「第一百四十六条第一項」に改め、同条第二号中「第一百五十条」を「第一百五十三条」に改め、同条を「第一百八十二条」とし、第百七十六条を「第一百八十二条」とする。

第一百七十五条中「第一百七十二条」を「第一百七十六条」に改め、同条を「第一百八十条」とする。

第一百七十四条中「第一百七十九条第一項」を「第一百八十四条第一項」に改め、同条を「第一百七十九条」とする。

第一百七十三条中「第一百四十五条第二項」を「第一百四十八条第二項」に改め、同条を「第一百七十八条」とする。

第一百七十二条中「第一百四十三条」を「第一百四十三条规定」とする。

第一百七十二条中「第一百七十二条」を「第一百七十二条」に改め、同条を「第一百七十二条」とする。

(条例を定めたときの届出)

第一百六十七条 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第五十一条 個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 審査請求（第一百四条第一百六条）」を「第五款 審査請求（第一百四条第一百七条）」

に、「第一百七条第一百二十二条」を「第一百九条第一百二十三条」に、「第一百二十二条第一百二十六条」

を「第一百二十四条第一百二十九条」に、「第一百二十七条第一百四十二条」を「第一百三十条第一百四十

五条」に、「第一百四十三条第一百四十九条」を「第一百四十六条第一百五十二条」に、「第一百五十一条第一

百五十二条」を「第一百五十三条第一百五十五条」に、「第一百五十三条第一百五十七条」を「第一百五十

六条」、「第一百六十条」に、「第一百五十八条第一百六十二条」を「第一百六十二条第一百六十四条」に、「第一百

百六十二条规定」、「第一百六十五条」を「第一百六十五条第一百七十条」に、「第一百六十六条第一百七十条」を

「第一百七十二条第一百七十五条」に、「第一百七十二条第一百八十条」を「第一百七十二条第一百八十五

条」に改める。

第二条第十一項第二号中「第七十八条第七号イ及びロ、第八十九条第三項から第五項まで、第一百

十七条第三項から第五項まで並びに第一百二十三条规定」を「第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第二項

第八十九条第四項から第六項まで、第一百十九条第五項から第七項まで並びに第一百二十五条第二項」

に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の号を加える。  
二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下

同じ。)  
第二条第十一項に次の一号を加える。

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十二条第一号に掲げる業務を主たる目的とするものを

も。又は同条第二号若しくは第三号（子に係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを

除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第

七項から第九項まで、第一百十九条第八項から第十項まで並びに第一百二十五条第二項において同

じ。)  
第四条中「国の機関」の下に「地方公共団体の機関」を「独立行政法人等」の下に「地方独

立行政法人」を加える。

第五条中「のつとり」の下に「国の方策との整合性に配慮しつつ」を「応じて」の下に「地方

公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による」を加える。

第九条中「提供」の下に「地方公共団体又は」を加える。

第十一条に次の一項を加える。

二 國は、第五章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを

確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第十二条の見出し中「地方公共団体等」を「地方公共団体の機関等」に改め、同条第一項中「保

有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その」を「機関が」に、「ことに

努めなければならない」を「ものとする」に改め、同条第二項中「その性格及び業務内容に応じ

を削り、「ことに努めなければならない」を「ものとする」に改める。

第五十条第一項中「第一百五十二条第一項第五号」を「第一百五十五条第一項第五号」に改める。

第五十八条第一項中「別表第二に掲げる法人」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加

える。

一 別表第二に掲げる法人  
二 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第二十二条第一号に掲げる業務を主たる目的と

するものの又は同条第二号若しくは第三号（子に係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするもの

の

第五十八条第二項中「独立行政法人労働者健康安全部」が行う病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。第六十六条第二項第三号並びに第七十

三条第一項及び第三項において同じ。）の運営」を「次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 地方公共団体の機関 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する

病院（次号において「病院」という。）及び同条第三項に規定する診療所並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学の運営

二 独立行政法人 労働者健康安全部 病院の運営

第六十条第一項中「にあつては」を「及び地方独立行政法人にあつては」に改め、同項ただし書中「又は法人文書」を「法人文書」に改め、「を」を「又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）」を加え、同条第三項中「含む。」又は「を「含む。」以下この項において同じ。」に、「含む。」が「を「含む。」又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報、行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。」が

改め、同項第二号中「行政機関の長又は」を「行政機関の長」に、「に対し」を「行政機関情報公開法第三条に「の規定による」を「又は情報公開条例の規定による」に改め、同号口中「第二項又は」を「第二項」に「の規定」を「又は情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定」に改め、同項第三号中「第一百四条第一項」を「第一百六条第一項」に改める。

第六十条に次の一項を加える。  
5 この章において「条例を配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第六十一条第一項中「法令」の下に「条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第一項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。」を加える。

第六十三条中「第一百六十九条」を「第一百七十四条」に「及び独立行政法人等」を「地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人」に改める。

第六十六条第二項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「独立行政法人労働者健康安全部」を「第五十八条第二項各号に掲げる者に「病院の運営」を「同項各号に定める」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「別表第二に掲げる法人」

を「第五十八条第二項各号に掲げる者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の号を加える。

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

第六十七条中「第一百七十二条」を「第一百七十六条」に改める。

第六十八条第二項第二号中「第七十八条各号」を「第七十八条第一項各号」に改める。

第六十九条第二項第三号中「地方公共団体」を「地方公共団体の機関」に改める。

第七十三条第一項中「第一百二十六号」を「第一百二十八号」に改める。

第七十五条に次の二項を加える。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名御璽

令和三年五月十九日

内閣総理大臣菅義偉

**法律第三十七号**

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四百八十六条の見出し中「交付請求」を「交付請求等」に改め 同条に次の二項を加える。  
2 弁済をする者は、前項の受取証書の交付に代えて、その内容を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。ただし、弁済を受領する者に不相当な負担を課するものであるときは、この限りでない。

第九百八十四条に後段として次のように加える。

この場合においては、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の規定にかかわらず、遺言者及び証人は、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の印を押すことを要しない。

(抵当証券法の一部改正)

第二条 抵当証券法(昭和六年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「記載シ申請人之二記名捺印スル」を「記載スル」に改める。

(死産の届出に関する規程の一部改正)

第三条 死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「署名捺印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第五条第二項及び第六条中「記名捺印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七十四条の二第一項中「署名し印をおした」を「署名した」に改める。

第二百六十条の十八第三項中「前二項」を「前三項」に改め 同条第二項の次に次の二項を加える。

前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。)により表決をすることができる。  
(農業協同組合法の一部改正)

第五条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。  
第七十二条の十四に次の二項を加える。

前項の組合員は、定款で定めるところにより、同項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。  
前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

## 茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則について

### 1 提案の理由

茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会条例の施行に関し必要な事項を定めるため提案する。

### 2 根拠法規

茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年茅ヶ崎市条例第号）第1  
6条

### 3 規則の概要

- (1) 茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の会議は、会長が招集し、その議長となること等とした。（第2条関係）
- (2) 審査会は、必要があると認めるときは、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができること等とした。（第3条関係）
- (3) 審査会の庶務は、経営総務部行政総務課及び経営総務部文書法務課において処理することとした。（第4条関係）
- (4) この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとした。（第5条関係）
- (5) この規則は、令和5年4月1日から施行することとした。

## 茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例について

## 1. 提案の理由

病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、その職員の給与の種類及び基準を定めるため提案する。

## 2. 根拠法規

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項

## 3. 条例の概要

- (1) 病院事業の職員の給与の種類は、給料及び手当とすることとした。(第2条関係)
- (2) 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとすることとした。(第3条関係)
- (3) 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性に基づき病院事業管理者が指定する職にある者に対して支給することとした。(第4条関係)
- (4) 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給することとした。(第5条関係)
- (5) 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給することとした。(第6条関係)
- (6) 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して職員に支給することとした。(第7条関係)
- (7) 住居手当は、自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員等に支給することとした。(第8条関係)
- (8) 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員等に支給することとした。(第9条関係)
- (9) 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当ないと認められるものに従事する職員に対して支給することとした。(第10条関係)
- (10) 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給することとした。(第11条関係)
- (11) 休日勤務手当は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、正

規の勤務時間中に勤務した全時間について支給することとした。(第12条関係)

- (12) 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給することとした。(第13条関係)
- (13) 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給すること等とした。(第14条関係)
- (14) 管理職員特別勤務手当は、管理監督職員等が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日等に勤務した場合に支給すること等とした。(第15条関係)
- (15) 期末手当は、6月及び12月に職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給することとした。(第16条関係)
- (16) 勤勉手当は、6月及び12月に職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給することとした。(第17条関係)
- (17) 特定任期付職員業績手当は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる者に対して支給することとした。(第18条関係)
- (18) 退職手当の支給については、別に条例で定めるところによることとした。(第19条関係)
- (19) 職員が勤務しないときは、時間外勤務代休時間である場合等を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給すること等とした。(第20条関係)
- (20) 職員が休職にされたときは、病院事業管理者が定めるところにより、給与を支給することができることとした。(第21条関係)
- (21) 専従休職者には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しないこととした。(第22条関係)
- (22) 育児休業の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しないこと等とした。(第23条関係)
- (23) 自己啓発等休業の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しないこととした。(第24条関係)
- (24) 配偶者同行休業の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しないこととした。(第25条関係)
- (25) 管理監督職員、定年前再任用短時間勤務職員等、特定任期付職員及び常時勤務的会計年度任用職員については、一部の規定を適用しないこととした。(第26条関係)
- (26) 臨時の任用職員及び非常勤職員の給与については、職員の給与との権衡を考慮し

て支給することとした。(第27条関係)

(27) この条例の施行に関し必要な事項は、病院事業管理者が定めることとした。(第28条関係)

(28) この条例は、令和5年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

## 茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例参照条文

### ○地方公営企業法

(給与)

第三十八条 企業職員の給与は、給料及び手当とする。

- 2 企業職員の給与は、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応するものであり、かつ、職員の発揮した能率が充分に考慮されるものでなければならない。
- 3 企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。
- 4 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

### ○国民の祝日に関する法律

第三条 「国民の祝日」は、休日とする。

- 2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。
- 3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

### ○地方公務員法（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の規定による改正後のもの）

(会計年度任用職員の採用の方法等)

- 第二十二条の二 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第十七条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。
- 二 一会计年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの
  - 三 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの
- 2 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。
  - 3 任命権者は、前二項の規定により会計年度任用職員を採用する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならない。
  - 4 任命権者は、会計年度任用職員の任期が第二項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
  - 5 第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。
  - 6 任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たつては、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。
  - 7 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「一月」とする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第二十二条の四 任命権者は、当該任命権者の属する地方公共団体の条例年齢以上退職者（条例で定める年齢に達した日以後に退職（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者をいう。以下同じ。）を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時

間である職をいう。以下同じ。)に採用することができる。ただし、条例年齢以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第二十八条の六第一項に規定する定年退職日をいう。第三項及び第四項において同じ。)を経過した者であるときは、この限りでない。

- 2 前項の条例で定める年齢は、国の職員につき定められている国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第六十条の二第一項に規定する年齢を基準として定めるものとする。
- 3 第一項の規定により採用された職員(以下この条及び第二十九条第三項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。
- 4 任命権者は、条例年齢以上退職者のうちその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員のうち当該定年前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務職員以外の職員を当該短時間勤務の職に昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 5 任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員を、常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 6 第一項の規定による採用については、第二十二条の規定は、適用しない。

(自己啓発等休業)

第二十六条の五 任命権者は、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条及び次条(第八項及び第九項を除く。)において同じ。)が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、三年を超えない範囲内において条例で定める期間、大学等課程の履修(大学その他の条例で定める教育施設の課程の履修をいう。第五項において同じ。)又は国際貢献活動(国際協力の促進に資する外国における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)のうち職員として参加することが適当であると認められるものとして条例で定めるものに参加することをいう。第五項において同じ。)のための休業(以下この条において「自己啓発等休業」という。)をすることを承認することができる。

- 2 自己啓発等休業をしている職員は、自己啓発等休業を開始した時就いていた職又は自己啓発等休業の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 4 自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。
- 5 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめたことその他条例で定める事由に該当すると認めるときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、自己啓発等休業に関し必要な事項は、条例で定める。

(配偶者同行休業)

第二十六条の六 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、三年を超えない範囲内において条例で定める期間、配偶者同行休業(職員が、外国での勤務その他の条例で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者(届出をしないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第五項及び第六項において同じ。)と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。以下この条において同じ。)をすることを承認することができる。

- 2 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が前項の条例で定める期間を超えない範囲内において、条例で定めるところにより、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。
- 3 配偶者同行休業の期間の延長は、条例で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものと

する。

- 4 第一項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。
- 5 配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該職員の配偶者でなくなつた場合には、その効力を失う。
- 6 任命権者は、配偶者同行休業をしている職員が当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなつたことその他条例で定める事由に該当すると認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。
- 7 任命権者は、第一項又は第二項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によつて当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、条例で定めるところにより、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第二号に掲げる任用は、申請期間について一年を超えて行うことができない。
  - 一 申請期間を任期の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
  - 二 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用
- 8 任命権者は、条例で定めるところにより、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合には、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
- 9 任命権者は、第七項の規定により任期を定めて採用された職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の職に任用することができる。
- 10 第七項の規定に基づき臨時的任用を行う場合には、第二十二条の三第一項から第四項までの規定は、適用しない。
- 11 前条第二項、第三項及び第六項の規定は、配偶者同行休業について準用する。

#### ○地方公営企業等の労働関係に関する法律

（組合のための職員の行為の制限）

- 第六条 職員は、組合の業務に専ら従事することができない。ただし、地方公営企業等の許可を受けて、組合の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の許可は、地方公営企業等が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、地方公営企業等は、その許可の有効期間を定めるものとする。
  - 3 第一項ただし書の規定により組合の役員としてもつぱら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務にもつぱら従事したことがある職員については、五年からそのもつぱら従事した期間を控除した期間）をこえることができない。
  - 4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が組合の役員として当該組合の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。
  - 5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。

#### ○地方公務員の育児休業等に関する法律（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3

年法律第63号）の規定による改正前のもの）

（育児休業の承認）

- 第二条 職員（第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は、任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）の承認を受けて、当該職員の子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第二項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭

裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として条例で定める者を含む。以下同じ。）を養育するため、当該子が三歳に達する日（非常勤職員にあっては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六ヶ月に達する日までの間で条例で定める日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、二歳に達する日））まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に二回の育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしたことのあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

二 子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。以下「国家公務員育児休業法」という。）第三条第一項第一号の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第二項の規定により勤務しない職員を除く。）が当該子についてする育児休業（次号に掲げる育児休業を除く。）のうち最初のもの及び二回目のもの

二 任期を定めて採用された職員が当該任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業（当該職員が、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて任命権者と同じくする職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）

- 2 育児休業の承認を受けようとする職員は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとする。
- 3 任命権者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

○茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例（茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年茅ヶ崎市条例第　　号）の規定による改正前のもの）  
(定年による退職)

第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

○茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年茅ヶ崎市条例第　　号）の規定による改正前のもの）  
(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保す

ることが一定の期間困難である場合

- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

○茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年茅ヶ崎市

条例第　　号）

附　則

1 略

2 略

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

- 3 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（附則第4項、第5項、第8項及び第9項において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は附則第8項若しくは第9項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

- 4 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

5

6 略

7

- 8 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職

と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

9 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第18項において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

10

（略

28

## 茅ヶ崎市事務分掌条例等の一部を改正する条例について

### 1 提案の理由

組織マネジメントの強化を図り、複雑化する行政課題に適切に対応できる組織体制を確立するため提案する。

### 2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項、第138条の4第3項、第158条第1項、第172条第3項、第203条の2第5項、第244条の2第1項
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条

### 3 条例の概要

#### (1) 茅ヶ崎市事務分掌条例関係

総務部、財務部及び市民安全部を経営総務部、くらし安心部及び市民部に再編すること等とした。（第1条関係）

#### (2) 茅ヶ崎市附属機関設置条例関係

所要の規定を整備することとした。（別表関係）

#### (3) 茅ヶ崎市職員定数条例関係

市長の事務部局のうち一般職員の定員数を1,154人から1,151人に減少させるとともに、教育委員会の事務部局及び学校その他の教育機関の職員の定員数を225人から228人に増加させることとした。（第2条関係）

#### (4) 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例関係

所要の規定を整備することとした。（別表第1関係）

#### (5) 茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係

所要の規定を整備することとした。（第4条、第11条関係）

#### (6) 茅ヶ崎市児童クラブ条例関係

所要の規定を整備することとした。（第4条から第9条まで、第13条、第16条、第17条関係）

#### (7) この条例は、令和5年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市事務分掌条例等の一部を改正する条例新旧対照表

	改 正	後	改 正	前
(茅ヶ崎市事務分掌条例の一部改正)			(事務分掌)	
(事務分掌)			第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市長の直近下位の内部組織を設置し、その名称及び分掌する事務は、次のとおりとする。	第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市長の直近下位の内部組織を設置し、その名称及び分掌する事務は、次のとおりとする。 総務部
経営総務部			(1) 市議会の招集及び議案等に関する事項 (2) 統計に関する事項 (3) 情報公開及び個人情報保護に関する事項 (4) 職員の人事、研修及び福利厚生に関する事項 (5) 文書及び法務に関する事項 (6) 財政に関する事項 (7) 財産管理及び公共用地の取得に関する事項 (8) 公共施設の再編に関する事項 (9) 契約に関する事項 (10) 工事の検査に関する事項	(1) 市議会の招集及び議案等に関する事項 (2) 統計に関する事項 (3) 情報公開及び個人情報保護に関する事項 (4) 職員の人事、研修及び福利厚生に関する事項 (5) 地域自治及び市民協働に関する事項 (6) 文書及び法務に関する事項 (7) 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
企画政策部			(1) 秘書に関する事項 (2) 市政の総合企画、調整及び促進に関する事項 (3) 広域行政に関する事項 (4) 行政組織及び事務合理化に関する事項 (5) 情報化に関する事項	(1) 市政の総合企画、調整及び促進に関する事項 (2) 行政組織及び事務合理化に関する事項 (3) 秘書及び広報に関する事項 (4) 広域行政に関する事項 (5) 情報化に関する事項
財務部			(1) 財政に関する事項 (2) 貢献及び公用地の取得に関する事項 (3) 公共施設の再編に関する事項 (4) 財政に関する事項 (5) 財産管理及び公用地の取得に関する事項 (6) 契約に関する事項	(1) 財政に関する事項 (2) 財産管理及び公用地の取得に関する事項 (3) 公共施設の再編に関する事項 (4) 契約に関する事項 (5) 工事の検査に関する事項 (6) 市税に関する事項
市民安全部			(1) 地域自治及び市民協働に関する事項 (2) 防災に関する事項 (3) 危機管理に関する事項 (4) 防犯及び交通安全に関する事項 (5) 広聴及び市民相談に関する事項	(1) 防災に関する事項 (2) 危機管理に関する事項
くらし安心部				

市民部

(1) 戸籍及び住民基本台帳に関する事項

(2) 市税に関する事項

経済部

- (1) 略  
(2) 略

(3) 労政に関する事項

- (4) 略  
(5) 略

(6) 略

文化スポーツ部

略

(3) 防犯及び交通安全に関する事項

(4) 広聴及び市民相談に関する事項

経済部

- (1) 略  
(2) 略

(3) 労政に関する事項

- (4) 略  
(5) 労政に関する事項

(6) 略

生涯学習部

略

病院

(1) 病院事業に関する事項

(茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部改正)

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
茅ヶ崎市保育所設置者等選定委員会	略	略	5人以内

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
茅ヶ崎市保育所設置者等選定委員会	略	略	5人以内

市長	茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業者選定委員会	放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）を行おうとする者の選定に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	5人以内	
市長	茅ヶ崎市文化財保護審議会	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条第3項の規定に基づき、文化財の保存及び活用に関する重要な事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	7人以内	
市教育委員会	茅ヶ崎市文化財保護審議会	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条第3項の規定に基づき、文化財の保存及び活用に関する重要な事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	5人以内	
市教育委員会	茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業者選定委員会	放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）を行おうとする者の選定に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて	5人以内	

	<u>調査審議し、その結果を答申すること。</u>
略	略

(茅ヶ崎市職員定数条例の一部改正)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

部局等	定員数
1 市長の事務部局	<u>一般職員 1,151人</u>
	略
	略
3 教育委員会の事務部局及び学校その他の教育機関の職員	<u>228人</u>
	略
	略
2 略	

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

部局等	定員数
1 市長の事務部局	<u>一般職員 1,154人</u>
	略
	略
3 教育委員会の事務部局及び学校その他の教育機関の職員	<u>225人</u>
	略
2 略	

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)  
(報酬)  
第1条 特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表第1のとおりとする。  
2 ) 略  
5 別表第1 (第1条関係)

(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表第1のとおりとする。

(報酬)

第1条 特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表第1のとおりとする。

2

) 略

5

区分	単位	報酬額	区分	単位	報酬額
略	略	略	略	略	略
放課後児童健全育成事業者選定委員会委員	日額	<u>10,000円</u>	放課後児童健全育成事業者選定委員会委員	日額	<u>10,000円</u>
略	略	略	文化財保護審議会特別委員	略	略
文化財保護審議会特別委員	略	略	文化財保護審議会特別委員	略	略
放課後児童健全育成事業者選定委員会委員	日額	<u>10,000円</u>	放課後児童健全育成事業者選定委員会委員	日額	<u>10,000円</u>
略	略	略	略	略	略
備考 略					

(茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

(最低基準の向上)

第4条 教育委員会は、茅ヶ崎市子ども・子育て会議（茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例第28号）に基づき設置された茅ヶ崎市子ども・子育て会議をいう。) の意見を聴き、放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

- 2 略  
(職員)
- 第11条 略
- 2 略  
第11条 略
- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。
- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1)	略	(8)	略	(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、 <u>教育委員会</u> が適当と認めたもの	(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、 <u>市長</u> が適当と認めたもの
4	略	5	略		
				(指定管理者の指定の申請)	(指定管理者の指定の申請)
				第4条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に児童クラブに係る事業計画書その他の規則_____で定める書類を添えて <u>市長</u> に申請しなければならない。	第4条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に児童クラブに係る事業計画書その他の規則_____で定める書類を添えて <u>市長</u> に申請しなければならない。
				(指定管理者の指定)	(指定管理者の指定)
				第5条 <u>教育委員会</u> は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、児童クラブの設置の目的を最も効果的に達成することができると認められる者を指定管理者として指定しなければならない。	第5条 <u>市長</u> は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、児童クラブの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めらる者を指定管理者として指定しなければならない。
				(1)	(1)
				略	略
				(3)	(3)
				(指定管理者の業務)	(指定管理者の業務)
				第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。	第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
				(1)	(1)
				略	略
				(3)	(3)
				(4) 前3号に掲げるもののほか、 <u>教育委員会</u> が定める業務	(4) 前3号に掲げるもののほか、 <u>市長</u> が定める業務
				(休所日)	(休所日)
				第7条 略	第7条 略
				2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるとき	2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるとき
				は、 <u>教育委員会</u> の承認を受けて、臨時に休所日に開所し、又は臨時に休所	は、 <u>市長</u> の承認を受けて、臨時に休所日に開所し、又は臨時に休所

日以外の日に開所しないことができる。  
(開所時間)

#### 第 8 条 略

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるとときは、教育委員会の承認を受けて、臨時に開所時間を変更することができる。

。(入所することができる児童)

第 9 条 児童クラブに入所することができるのは、市内に住所を有し、小学校に就学している児童で次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるとときは、この限りでない。

(1) 保護者のいずれもが次のがんばりに該当することにより当該児童の健全な育成を行うことができないと認められる児童  
ア ) 略  
カ ) 略

キ アからカまでに準ずると教育委員会が認めること。  
(2) 略  
(育成料の納付)

#### 第 13 条 略

2 育成料は、児童 1 人につき月額 20,000 円を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。  
(損害賠償)

第 16 条 入所児童の保護者は、当該児童が児童クラブの施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。  
(委任)

第 17 条 この条例の施行に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

日以外の日に開所しないことができる。  
(開所時間)

#### 第 8 条 略

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるとときは、市長の承認を受けて、臨時に開所時間を変更することができる。

。(入所することができる児童)

第 9 条 児童クラブに入所することができるのは、市内に住所を有し、小学校に就学している児童で次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるとときは、この限りでない。  
(1) 保護者のいずれもが次のがんばりに該当することにより当該児童の健全な育成を行うことができないと認められる児童  
ア ) 略  
カ ) 略

キ アからカまでに準ずると市長が認めること。  
(2) 略  
(育成料の納付)

#### 第 13 条 略

2 育成料は、児童 1 人につき月額 20,000 円を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。  
(損害賠償)

第 16 条 入所児童の保護者は、当該児童が児童クラブの施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。  
(委任)

第 17 条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

## 茅ヶ崎市事務分掌条例等の一部を改正する条例参照条文

### ○地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

- ② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第百五十八条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

- ② 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

第百七十二条 前十一条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。

- ② 前項の職員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する。
- ③ 第一項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。
- ④ 第一項の職員に関する任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- ② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- ③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。
- ⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。  
(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは

- 、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
  - 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
  - 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
  - 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
  - 8 普通地方公共団体は、適當と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
  - 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
  - 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
  - 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適當でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

#### ○児童福祉法

第三十四条の八の二 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

- ② 市町村が前項の条例を定めるに当たつては、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- ③ 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

#### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（指導主事その他の職員）

- 第十八条 都道府県に置かれる教育委員会（以下「都道府県委員会」という。）の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。
- 2 市町村に置かれる教育委員会（以下「市町村委員会」という。）の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。
  - 3 指導主事は、上司の命を受け、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。
  - 4 指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学以外の公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第二項に規定する教員をいう。以下同じ。）をもつて充てることができる。
  - 5 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。
  - 6 技術職員は、上司の命を受け、技術に従事する。
  - 7 第一項及び第二項の職員は、教育委員会が任命する。

8 教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定するものとする。

9 前各項に定めるもののほか、教育委員会の事務局に置かれる職員に関し必要な事項は、政令で定める。

(事務局職員の定数)

第十九条 前条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の定数は、当該地方公共団体の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

## 茅ヶ崎市附属機関設置条例等の一部を改正する等の条例について

### 1 提案の理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、茅ヶ崎市個人情報保護条例を廃止するほか、関係条例の規定を整備するため提案する。

### 2 根拠法規

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項、第138条の4第3項及び第228条第1項

(2) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項及び第4項

### 3 条例の概要

(1) 茅ヶ崎市附属機関設置条例関係

茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会の設置目的を改めることとした。(別表関係)

(2) 茅ヶ崎市公文書等管理条例関係

ア 規定を整備することとした。(第11条、第17条、第18条関係)

イ 所要の規定を整備することとした。(第24条関係)

(3) 茅ヶ崎市情報公開条例関係

ア 市長は、毎年度、実施機関における茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年茅ヶ崎市条例第2号）の運用状況を取りまとめ、その概要を公表するものとすることとした。

(第25条関係)

イ 規定を整備することとした。(第10条、第17条関係)

ウ 所要の規定を整備することとした。(目次、第19条から第24条まで、第26条、旧第19条から旧第21条まで関係)

(4) 茅ヶ崎市行政不服審査条例関係

ア 規定を整備することとした。(第1条、第13条から第15条まで、旧第5条関係)

イ 所要の規定を整備することとした。(第5条から第12条まで、第16条、別表関係)

(5) 茅ヶ崎市手数料条例関係

所要の規定を整備することとした。(第5条関係)

(6) 茅ヶ崎市個人情報保護条例関係

茅ヶ崎市個人情報保護条例は、廃止することとした。

(7) この条例は、令和5年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市附属機関設置条例等の一部を改正する等の条例新旧対照表

改	正	後	改	正	前	
<b>(茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部改正)</b>						
(設置)						
第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。			第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。			
別表(第2条関係)						
附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関 の属する 執行機関	設置目的	委員の数
略	略	略	7人以内	茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会	情報の公開に関する制度の改善その他他の重要な事項及び個人情報の保護に関する制度の改善	7人以内
茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会	茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会	情報の公開に関する制度の改善及び個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会	茅ヶ崎市情報公開条例(昭和61年茅ヶ崎市条例第2号)第10条第1項の規定による諸否の決定に対する審査請求若しくは同条例第24条第5項(同条例第25条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による助言の求め、茅ヶ崎市個人情報保護条例(平成8年茅ヶ崎市長)	茅ヶ崎市情報公開条例(昭和61年茅ヶ崎市条例第2号)第10条第1項の規定による諸否の決定に対する審査請求若しくは同条例第24条第5項(同条例第25条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による助言の求め、茅ヶ崎市個人情報保護条例(平成8年茅ヶ崎市長)	茅ヶ崎市情報公開条例(昭和61年茅ヶ崎市条例第2号)第10条第1項の規定による諸否の決定に対する審査請求若しくは同条例第24条第5項(同条例第25条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による助言の求め、茅ヶ崎市個人情報保護条例(平成8年茅ヶ崎市長)
市	市	市	市	市	長	

<u>条例第10号) 第21条第1項、第31条第1項若しくは第38条第1項の規定による決定に対する審査請求若しくは同条例第48条第5項の規定による助言の求め又は茅ヶ崎市公文書等管理条例条例(令和2年茅ヶ崎市条例第3号)第16条各項の決定に対する審査請求につき実施機関の諮詢に応じて調査審議し、その結果を答申すること。</u>	略	略
--	---	---

	略	略
--	---	---

(特定歴史公文書等の保存等)

第11条 略

2 略  
 3 市長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 略

(利用決定等の期限)

第17条 前条第1項又は第2項の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があつた日から29日以内にしなければならない。

2 略

(特定歴史公文書等の保存等)

第11条 略

2 略  
 3 市長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 略

(利用決定等の期限)

第17条 前条第1項又は第2項の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があつた日から起算して30日以内にしなければならない。

2 略

(利用決定等の期限の特例)

第18条 利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため利用請求があつた日から5.9日以内にその全てについて利用決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書等については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、市長は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 略  
(2) 略

(情報公開条例の準用)

第24条 情報公開条例第17条第2項及び第3項並びに第18条\_\_\_\_\_の規定は、利用決定等又は利⽤請求に係る不作為による審査請求について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる情報公開条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略	略
第17条第3項各号列記以外の部分	第1項の規定により <u>_____</u> 諮問をした実施機関 <u>_____</u> は	第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関 <u>以下「諮問実施機関」という。」は</u>
略	略	略
第18条第2号	略	の公開

(利用決定等の期限の特例)

第18条 利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため利用請求があつた日から起算して60日以内にその全てについて利用決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書等については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、市長は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 略  
(2) 略

(情報公開条例の準用)

第24条 情報公開条例第17条第2項及び第3項並びに第18条\_\_\_\_\_までの規定は、利用決定等又は利⽤請求に係る不作為による不作為による審査請求について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる情報公開条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略	略
第17条第3項各号列記以外の部分	第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関 <u>以下「諮問実施機関」という。」は</u>	第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関 <u>以下「諮問実施機関」という。」は</u>
略	略	略
第18条第1項	の公開	を利用させること

		利用決定等に係る行政文書 史公文書等
第19条第2項	諮問実施機関 前項	市長 公文書等管理条例第24条において読み替えて準用する前項
第19条第3項	第1項	公文書等管理条例第24条において読み替えて準用する第1項
	諮問実施機関	市長
第21条第1項	諮問実施機関	市長
第21条第2項	諮問実施機関 前項	市長 公文書等管理条例第24条において読み替えて準用する前項
第21条第3項	第1項	公文書等管理条例第24条において読み替えて準用する第1項

- 目次
- 第1章 総則（第1条～第3条）
  - 第2章 行政文書の公開（第4条～第15条）
  - 第3章 審査請求（第16条～第21条）

(茅ヶ崎市情報公開条例の一部改正)

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 行政文書の公開（第4条～第15条）
- 第3章 審査請求（第16条～第18条）

第4章 情報の提供等（第19条～第22条）  
第5章 雜則（第23条～第26条）

附則

（公開請求に対する決定等）

第10条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求があつた日から14日以内に、当該公開請求に対する諾否の決定（以下「公開決定等」という。）を行わなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 ) 略  
4 ) 略

5 ) 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため公開請求があつた日から44日以内にそのすべてについて公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかるわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 略  
(2) 略

（審査会への諮問）

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に基づいて審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会\_\_\_\_\_に諮問しなければならない。

- (1) 略  
(2) 略

第4章 情報の提供等（第22条～第25条）  
第5章 雜則（第26条～第30条）

附則

（公開請求に対する決定等）

第10条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求があつた日から起算して15日以内に、当該公開請求に対する諾否の決定（以下「公開決定等」という。）を行わなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 ) 略  
4 ) 略

5 ) 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため公開請求があつた日から起算して45日以内にそのすべてについて公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかるわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 略  
(2) 略

（審査会への諮問）

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に基づいて審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会\_\_\_\_\_に諮問しなければならない。

- (1) 略  
(2) 略

2 ) 略  
3 ) 第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関\_\_\_\_\_は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1)  
～ 略  
(3)

(1)  
～ 略

(3)  
(審査会の調査権限等)

第19条 審査会は、必要があると認めるとときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合において、公開決定等に係る行政文書の写しが作成されたときは、当該写しについて、第4条から第21条までの規定及び茅ヶ崎市個人情報保護条例（平成8年茅ヶ崎市条例第10号）第3章から第5章までの規定は、適用しない。

2 諒問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。  
3 第1項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案の審議を行うため必要があると認めるとときは、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

(意見の陳述等)

第20条 審査会は、審査請求人等から申出があつたときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与える、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

(提出資料の閲覧等)

第21条 審査請求人及び参加人は、諮問実施機関に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、諮問実施機関は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 諒問実施機関は、前項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。  
3 第1項の規定による意見書又は資料の写しの交付に要する費用は、これらの交付を求める者の負担とする。

第4章 情報の提供等  
(情報の提供)  
第19条 略  
第22条 情報の提供等  
(情報の提供)  
第22条 略

(会議の公開)	
第20条 略 (指定管理者の情報公開)	
第21条 略 (出資法人等の情報公開)	
第22条 略 第5章 雜則 (利用者の責務)	
第23条 略 (情報の公開に関する制度の改善等)	
第24条 略 (運用状況の公表)	
第25条 市長は、毎年度、実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめる、その概要を公表するものとする。	
第26条 略 (委任)	
(茅ヶ崎市行政不服審査条例の一部改正)	
(趣旨)	
第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の手数料並びに法第81条第1項の規定に基づき設置する茅ヶ崎市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項その他の法の実施に関する必要な事項を定めるものとする。	
(組織)	
第5条 略 (委員)	
第6条 略 (委員の任期)	
第7条 略	
(指定管理者の情報公開)	
第23条 略	
(出資法人等の情報公開)	
第24条 略 第5章 雜則 (利用者の責務)	
第25条 略 (情報の公開に関する制度の改善等)	
第26条 略 (運用状況の公表)	
第27条 略 (運用状況の公表)	
第28条 実施機関は、毎年、この条例の運用状況について公表するものとする。	
第29条 略 (委任)	
(審査会)	
第5条 法第81条第1項の機関の名称は、茅ヶ崎市行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。	
(組織)	
第6条 略 (委員)	
第7条 略 (委員の任期)	
第8条 略	

(委員の解図)

第8条 略

(秘密の保持)

第9条 略

(会長)

第10条 略

(専門委員)

第11条 略

2 略

3 略

4 第8条及び第9条 の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第12条 略

(審査会が行う資料交付の方法)

第13条 審査会が行う法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付は、次の各号のいづれかの方法によつてする。

(1)

) 略

(2)

(3)

(審査会が行う資料交付に係る手数料)

第14条 審査会に係る法第81条第3項の規定により読み替えて準用する

法第78条第4項の手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

2 第2条第2項及び第3条の規定は、前項の手数料について準用する。この場合において、第2条第2項中「前項」とあるのは「第14条第1項」と、第3条第1項中「法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項(法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第3条第1項中「法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項(法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第78条第5項)」とあるのは「法第81条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「法第38条第1項(法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「法第38条第1項(法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「法第81条第1項(法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「法第81条第1項」とあるのは「前条第1項」とあるのは「第14条第1項」とあるのは「第14条第2項の規定により読み替えて適用する第3条第1項」と読み替えるものとする。

(送付による交付)

(委員の解図)

第9条 略

(秘密の保持)

第10条 略

(会長)

第11条 略

(専門委員)

2 略

3 略

4 第9条及び第10条の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第13条 略

(審査会が行う資料交付の方法)

第14条 \_\_\_\_\_ 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付は、次の各号のいづれかの方法によつてする。

(1)

) 略

(2)

(3)

(審査会が行う資料交付に係る手数料)

第15条 \_\_\_\_\_ 法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項の手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

2 第2条第2項及び第3条の規定は、前項の手数料について準用する。この場合において、第2条第2項中「前項」とあるのは「第15条第1項」と、第3条第1項中「法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項(法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第78条第5項)」とあるのは「法第81条第1項」とあるのは「前条第1項」とあるのは「前条第1項」とあるのは「第15条第1項」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第15条第2項の規定により読み替えて適用する第3条第1項」と読み替えるものとする。

(送付による交付)

第15条 審査会から法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、前条第1項の手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記載された事項を記載した書面の送付を求めることがある。この場合において、当該送付に要する費用は、市長が別に定める方法により納付しなければならない。

(委任)

第16条 略  
別表(第2条、第14条関係)

備考 略

(茅ヶ崎市手数料条例の一部改正)

(手数料の減免)

第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。

(1)

略

(7)

(8)	略
(9)	略
(10)	略
(11)	略
(12)	略
(13)	略
2	略
3	略

## 茅ヶ崎市附属機関設置条例等の一部を改正する等の条例参照条文

### ○地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

- ② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

### ○行政不服審査法

第八十一条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適当又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととができる。
- 3 前節第二款の規定は、前二項の機関について準用する。この場合において、第七十八条第四項及び第五項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により共同設置する機関にあっては、同項の規約）で定める。

### ○公文書等の管理に関する法律

(特定歴史公文書等の保存等)

第十五条 国立公文書館等の長（国立公文書館等が行政機関の施設である場合にあってはその属する行政機関の長、国立公文書館等が独立行政法人等の施設である場合にあってはその施設を設置した独立行政法人等をいう。以下同じ。）は、特定歴史公文書等について、第二十五条の規定により廃

棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

- 2 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。
- 3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 国立公文書館等の長は、政令で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
(特定個人情報保護評価)

第二十八条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 二 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
  - 三 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
  - 四 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
  - 五 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
  - 六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置
  - 七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項
- 2 前項前段の場合において、行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて委員会の承認を受けるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。
  - 3 委員会は、評価書の内容、第三十五条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。
  - 4 行政機関の長等は、第二項の規定により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。
  - 5 前項の規定により評価書が公表されたときは、個人情報保護法第七十四条第一項の規定による通知があつたものとみなす。
  - 6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第十九条第八号若しくは第九号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供をこれらの規定により求めてはならない。

○特定個人情報保護評価に関する規則

(地方公共団体等による評価)

第七条 地方公共団体等は、特定個人情報ファイル（第四条第一号から第九号までのいずれかに該当するものを除く。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、法第二十八条第一項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定により地方公共団体等が公表した基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルが、第四条第八号イ若しくはロ又は前条第一項第一号若しくは第二号のいずれにも該当しないとき（当該特定個人情報ファイルが、第十四条第三項の規定により準用する同条第一項の規定による修正前においては、第四条第八号イ若しくはロ又は前条第一項第一号若しくは第二号に該当していた場合に限る。）は、地方公共団体等は、法第二十八条第一項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。
- 3 前二項の規定による評価書の公示については、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。
- 4 第一項前段及び第二項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適當と認められる者の意見を聞くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。
- 5 地方公共団体等は、前項の規定により意見を聴いた後に、当該評価書を個人情報保護委員会に提出するものとする。
- 6 地方公共団体等は、前項の規定により法第二十八条第一項に規定する評価書を提出したときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。この場合においては、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

(重要な変更)

第十二条 法第二十八条第一項及び第二項の個人情報保護委員会規則で定める重要な変更は、本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲の変更その他特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるものとする。

○茅ヶ崎市個人情報保護条例（茅ヶ崎市附属機関等設置条例等の一部を改正する等の条

例（令和4年茅ヶ崎市条例第 号）第6条の規定による廃止前のもの）

(個人情報取扱事務の登録)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下同じ。）に関する個人情報で専らその職務の遂行に関するものが記録された行政文書で実施機関が定めるもの、個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報が記録された行政文書並びに一般に入手し得る刊行物等を除く。第4号において「個人情報記録」という。）を使用する事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務を開始する年月日
- (4) 個人情報記録から検索し得る個人の類型
- (5) 前号の個人の類型ごとの次の事項

- ア 個人情報を取り扱う目的
- イ 個人情報の項目名
- ウ 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨
- エ 前条に規定する個人情報を取り扱うときは、同条各号のいずれかに該当して取り扱う旨
- オ 個人情報の収集先及び収集の方法
- カ 保有個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
- キ 保有個人情報を利用し、又は提供する範囲、保有個人情報を提供するときは提供する保有個人情報の項目名及び第10条第1項に規定するオンライン結合により保有個人情報を提供するときはその旨

- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 実施機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、登録した事項を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該事項について意見を述べることができる。
- 4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を審議会に報告しなければならない。
- 5 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の縦覧に供さなければならない。

(保有個人情報の開示請求権)

第17条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人とする。以下同じ。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示の請求」という。）をすることができる。

(開示の請求に対する決定等)

第21条 実施機関は、開示の請求があったときは、当該開示の請求があった日から起算して15日以内に、当該開示の請求について開示又は不開示の決定をしなければならない。ただし、第18条第3項の規定による補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、その旨を開示請求者に書面により通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、開示の請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示を拒むとき（前条の規定により開示の請求を拒むとき及び開示の請求に係る保有個人情報を実施機関が保有していないときを含む。）は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報の開示を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるとときは、その期日を明らかにしなければならない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 5 開示の請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため又は当該保有個人情報の検索に著しく日時を要するため、開示の請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示又は不開示の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示又は不開示の決定をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示又は不開示の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示又は不開示の決定をする期限

(保有個人情報の訂正請求権)

第27条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報について事実に誤りがあると認めるときは、その訂正（削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 第17条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正の請求」という。）について準用する。

（訂正の請求に対する決定等）

第31条 実施機関は、訂正の請求があったときは、当該訂正の請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定をしなければならない。ただし、第28条第3項において準用する第18条第3項の規定による補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正をする旨の決定をしたときは、当該訂正の請求に係る保有個人情報の訂正をした上、当該訂正の請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に訂正の内容及び訂正の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により訂正をしない旨の決定をしたときは、当該訂正請求者にその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 第21条第5項の規定は、訂正の請求に対する決定について準用する。この場合において、同項中「開示の請求」とあるのは「訂正の請求」と、「45日」とあるのは「60日」と、「開示又は不開示の決定」とあるのは「訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定」と、「開示請求者」とあるのは「訂正請求者」と読み替えるものとする。

（保有個人情報の利用停止請求権）

第34条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 次のいずれかに該当するとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

ア 第6条の規定に違反して取り扱われているとき。

イ 第8条第1項から第4項までの規定に違反して収集されたものであるとき。

ウ 第9条第1項及び第2項又は第9条の2の規定に違反して利用されているとき。

エ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

オ 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

(2) 第9条第1項及び第2項、第9条の3又は第10条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

(3) 第16条の規定に違反して保存されているとき 当該保有個人情報の消去

2 第17条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止の請求」という。）について準用する。

（利用停止の請求に対する決定等）

第38条 実施機関は、利用停止の請求があったときは、当該利用停止の請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定をしなければならない。ただし、第35条第2項において準用する第18条第3項の規定による補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により利用停止をする旨の決定をしたときは、当該利用停止の請求に係る保有個人情報の利用停止をした上、当該利用停止の請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に利用停止の内容及び利用停止の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたときは、当該利用停止請求者にその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同

項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 第21条第5項の規定は、利用停止の請求に対する決定について準用する。この場合において、同項中「開示の請求」とあるのは「利用停止の請求」と、「45日」とあるのは「60日」と、「開示又は不開示の決定」とあるのは「利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定」と、「開示請求者」とあるのは「利用停止請求者」と読み替えるものとする。

(審査会への諮問)

第41条 第21条第1項、第31条第1項若しくは第38条第1項の決定又は開示の請求等に係る不作為について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部の開示をすることとする場合（当該保有個人情報の開示について、反対意見書が提出されている場合及び行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書（以下「参加人意見書」という。）において反対する旨の意見が述べられている場合を除く。）
  - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部の訂正をすることとする場合
  - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定による諮問は、審査請求書、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書、同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書（以下「反論書」という。）及び参加人意見書の写し（反論書及び参加人意見書の写しにあっては、それらの提出があった場合に限る。）を添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
  - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
  - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

○個人情報の保護に関する法律施行条例

（個人情報取扱事務登録票）

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を検索することができる形で個人情報が記録された地方公共団体等行政文書（公務員等に関する個人情報で専らその人事、給与若しくは福利厚生に関するもの又はこれらに準ずるもののが記録された地方公共団体等行政文書並びに個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報が記録された地方公共団体等行政文書を除く。）を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録票を作成しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務を開始する年月日

- (4) 本人として取り扱う個人の範囲
- (5) 個人情報の利用目的
- (6) 個人情報の項目
- (7) 個人情報の収集先及び収集方法
- (8) 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨
- (9) 個人情報取扱事務に係る個人情報を利用する組織の名称
- (10) 個人情報取扱事務に係る個人情報を提供するときは、その提供先及び項目

- 2 実施機関は、個人情報取扱事務登録票に記載した事項に変更があったときは、直ちに、当該事項を修正しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報取扱事務登録票を市長が別に定める閲覧場所において一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

○茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会条例

(委員)

第5条 審査会の委員は、優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第9条 審査会に、会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。